



IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案の公開草案

国際会計基準審議会 (IASB) は先月、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案に関する公開草案を公表しました。当修正案は、IAS第27号「連結及び単体財務諸表」における親会社の単体財務諸表に関する一部の規定に対する救済措置を提供しています。

単体財務諸表でIFRSを適用する親会社には、2つの問題があります。

- 経営者が子会社を取得原価(公正価値ではなく)で計上する場合、当該取得原価はIFRSに準拠して決定されます。例えば、一部の管轄区域における子会社の帳簿価格が発行株式の額面価格とされる場合があります。しかし、これはIAS第27号では取得原価として認められない可能性があります。
- 親会社が受取る配当は、取得前に発生したものと取得後に発生したものとに分けられます。前者は投資額から減額されるのに対し、後者は収益に計上されます。親会社は、IAS第27号における修正再表示後の投資原価を計算する際に、取得前の子会社利益から分配を受けたのかどうかを評価しなければならないでしょう。

この提案の主な内容は、IAS第27号に準拠した原価の修正再表示、および取得前利益と取得後利益の親会社への分配を決める根拠の判断を免除することができる場合を確認することです。

IAS第27号の規定に準拠した費用の修正再表示の免除

子会社への投資は、(IAS第39号「金融商品:認識および測定」に準拠して)親会社の単体財務諸表において取得原価または公正価値で計上します。

この免除により、親会社が、子会社への投資を取得原価で計上する選択をした場合、IFRSへの移行にあたりみなし取得原価を利用することが可能になります。みなし取得原価は移行日に以下のいずれかにより決定されます。

- IFRSが要求する子会社貸借対照表における純資産の帳簿価額(純資産みなし取得原価) — 中間親会社については、基礎となる純資産に到達するための下位の連結(sub-consolidations)を含めます;あるいは、
- 投資の公正価値(公正価値みなし取得原価) — これは、一回かぎりの評価です。発生した借方、貸方差額はすべて資本で調整します。

初度適用企業は、個々の投資に対するみなし取得原価として、上記のいずれかの方法を選択できます。

IASBは、これらのみなし取得原価のどちらかを用了方が、従来GAAPに基づく帳簿価額をみなし取得原価として利用するよりも、IFRSが目的とする有用な情報が提供されると考えています。

取得後における配当の決定

IASBは、親会社が初度適用時に投資におけるみなし取得日の免除を利用したかどうかにより、取得前利益の決定において異なる取扱いを提案しています。

- **みなし取得原価の免除を利用する場合**(IFRSによる純資産あるいは公正価値みなし取得原価): 親会社のIFRSへの移行日における子会社の累積利益を、取得前の累積利益とみなします。
- **みなし取得原価の免除を利用しない場合**: 親会社には選択肢があります。IFRSに基づき子会社の取得前の累積利益を修正再表示するか、あるいは従来GAAPに基づき報告した取得前の利益をIFRSに基づく取得前の累積利益とみなすことができます。

この免除の追加により、親会社の単体財務諸表においてIAS第27号に準拠して原価基準を決定する負担が軽減されます。したがって、企業はそれぞれの単体財務諸表におけるIFRSの適用が容易になります。

関係各国は、本提案を慎重に評価し、自国の企業法および配当規則との関連を理解する必要があります。

英国のアカウントティング・コンサルティング・サービスのパートナーであるAnne Simpsonは、「企業が取得前と取得後の配当を区別する必要がない国もあった」とし、「したがって、IAS第27号に準拠して子会社への投資原価を決定するのは困難である」と述べています。

当公開草案に関するコメント募集期限は2007年4月27日です。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.